



各種相談案内

※状況により内容を変更する場合があります
※相談日が祝日のときはお休みです

相談日

1月4日～2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談(予約制)	1月12日(火)10:00～12:00、13:00～15:00 ※2月、3月は繁忙期のため、開催しません。	市役所相談室1-C (税務課前)または電話	税務課市民税担当(☎594-5518) ※前日までにお申し込みください。 電話相談は相談日にこちらから電話します。
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	1月27日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529) ※不動産相談は前日までにお申し込みください。
不動産相談	1月8日(金) 13:30～16:20		
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 司法書士 第2・3金曜日		
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
女性相談(予約制)	1月6日(水)・18日(月)・27日(水)、2月3日(水) 10:00～16:00(1人50分)	人権推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)		子育て支援課児童相談担当(☎511-7702)	
緑のなんでも相談	1月4日(月)10:00～12:00	総合公園(☎592-4050)	
心配ごと相談(予約制)	1月6日(水)・20日(水)、2月3日(水) 9:30～11:30	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談(予約制)	1月5日(火)・16日(土)、2月2日(火)・3日(水) 13:30～15:30		
ボランティア相談	2月6日(土)10:00～12:00		
内職相談(予約不要)	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	1月9日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政・観光担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水・木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	住宅増改築相談の当日の問合せは(☎591-1111)
健康・生活相談	1月18日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ¹¹⁰

■火災保険を使って住宅修理を勧誘する業者に注意

「突然、『屋根の瓦がずれていますよ』と知らない業者が訪ねてきた。『火災保険に加入していれば、保険金の範囲内で自己負担なく修理できる。保険の申請も手伝えるので、この機会に修理しないか。』と勧められた。申請書類を送ってもらおうと保険会社に連絡したところ、消費者センターに相談するよう案内された。」との相談がAさんから寄せられました。

火災保険は、火災だけでなく、台風や震災等の自然災害等で生じた損害も補償する総合保障型の保険が一般的です。ただ、経年劣化による住宅の破損は、自然災害等の損害ではないので、保険金の支払い対象にはなりません。

業者は、保険金で自己負担なく修理できると勧誘してきますが、保険金が支払われるかは保険会社が判定するまでわかりません。業者の見積もりに基づいて請求しても、保険会社の調査結果では、老朽化による修理に該当するとの判断で保険金が支払われないケースもあります。悪質な業者は、「台風で壊れたことにすればいい」と強引に修理を勧めることもあります。嘘の理由で保険請求すると、保険金の返還請

求や保険契約を解除される可能性もあります。

火災保険で住宅の修理を勧められても、すぐに契約しないようにしましょう。保険の契約内容・補償範囲を契約書で確認し、契約者自身で保険会社に相談するようにしてください。本当に工事が必要なのか、見積もりが適正なのか、消費者がすぐに判断することはできません。複数の見積もりを取って、慎重に検討してから契約するようにしましょう。お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます。)毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00